

福島県域の成立と会津若松分県問題

大内雅人

はじめに

本稿の目的は、会津若松地域における府県域の変遷を追うとともに、分県問題を素材として地域政治構造の一断面を分析することにある。行論において次の二点に留意したい。第一に、明治四年の廃藩置県から二一年にかけての府県域の確定作業によって再編成された行政区画と、地域住民の実感との間に生じた齟齬の問題である。第二に、地名の変更や行政区画の広域化などによって顕在化した地域格差を、地域の人々がいかに受け止めて克服しようとしたのかという問題である。右の二点を視野におさめつつ、福島「県域」を論証する。

福島県は、太平洋沿岸で阿武隈山地を背にした「浜通り地方」、阿武隈山地と奥羽山脈に挟まれて阿武隈川に沿った「中通り地方」、四囲を奥羽山脈と越後山脈の山々に囲まれた「会津地方」の三つに分かれている。これら独自の歴史文化をもつ三地域をいかに統合するかという地域問題は明治から現在においても福島県が抱える問題

であり、それらの根源が明治前期における分県問題に現れている。

府県数は、明治四年七月の三府三〇二県・開拓使から次第に減少し、明治九年の二度にわたる府県合併では三府三五県・開拓使・琉球藩に整理された。この急激な府県域の変更によって、全国各地で分県問題が発生した。「分県」とは明治二三年の徳島分県を端緒に、一四年二月の福井・同年九月の鳥取、一六年五月の富山・佐賀・宮崎、二〇年の奈良、二一年の香川分県（一道三府四三制の成立）に至る、明治政府による全国八県に対して実施された地方統治政策である。その分県政策を要求する地方人民の動きを「分県運動」と定義したい。

分県問題に関する先行研究としては、全国八分県の対象となった地域を中心に宮崎・香川・福井・堺・富山県などに注目した研究や下村富士男・上條宏之・川崎勝による研究がある。会津若松分県問題に関する研究は極めて少ない。大島美津子は、分県運動を誘因した明治九年の府県大廃合の目的を以下の二点とする。①旧藩体制存続の基盤をなし中央集権を阻害するとみなされた「難治県」の排除、

②財政的要求に基づいた経費削減、である。結論として、分県政策は地方三新法体制により府県内部での地域的利益対立が激化したための措置と指摘した。長井純市は、全国八県で実施された分県政策の一連の過程を山県有朋による「明治地方自治制」と関連付けた。本稿における会津若松県の事例から明治一〇年代に活発であった自由民権運動とは別に、あるいは運動の中の「分県を陳情して政府関係者との接触を図る有志者」（長井論文・平成一〇年）がさらに明確になり、「地域利害」について論究する作業になりうるであろう。

第一章 分県運動と会津若松地域

第一節 福島県域における府県分合問題

福島県域の成立に際して、大きく四回の県域変更が行なわれた。まず、明治四年七月に廢藩置県が行われ、旧藩体制を基準として、三春・棚倉・泉・中村・湯長谷・磐城平・二本松・福島・白河・若松の一〇県が設置された。次いで、四年一月二日に二本松・平・若松の三県にまとめられ、三つの県名は同月一四日に福島・磐前・若松に改称される。二本松県から福島県への改称については、「二本松県ノ儀、現場不都合ノ次第モ有之候間、福島県ト御改更相成候様致シ度、此段相伺候」とあり、この「現場不都合」の具体的な内容は史料に記されていない。平県から磐前県への改称の場合では、「当県名旧称ノ儘ク有之候テハ、固陋ノ人情旧弊ノ儀可被有之ニ付、郡名ヲ以テ磐前県ト改称候」とあり、県名が旧藩名から郡名へと意

図的に改められたことが分かる。第三の変更は明治九年八月における「福島・磐前・若松」三県合併である。新「福島」県の成立である。第四の変更は明治一九年五月一〇日に、東蒲原郡の新潟県への移管である。一藩の本領（福島・二本松・下手渡・棚倉・守山・中村・三春・平・泉・湯長谷・会津）と多くの分領などから構成された福島県域は、こうして成立したのである。同時に複雑に錯綜された領域は様々な地域問題を生むことになった。

明治五年一月「若松県へ達 一、福島県管地ヲ若松県ニ分属」に、府県域の変更をめぐる諸問題の一端が伺える。本史料の大意を述べると、以下の通りである。岩代国安積郡のなかで「従前元若松県管轄ノ分」が明治四年一月に福島県管轄になったが、地域住民が若松県への復帰を大蔵省へ要求し管轄替が実施された。その対象となる村々は、「安佐野外十ヶ村」（安佐野・船津・横沢・浜跡・赤津・浜坪・福良・馬入新田・三代・中地）という安積郡「湖南」（猪苗代湖の南に位置する）一ヶ村である。そもそも「古来二本松藩管轄」であったが、「若松トハ其境界纒ニ三四里ヲ接シ」しており、「下民不便宜ノ地勢」により「元来ノ旧会ヨリ旧幕へ申立、若松ノ管轄」となった経緯を述べる。つまり、近世期において地域住民の訴状により、二本松藩から若松藩への管轄替となった。それが明治期になって、「今般福島県へ被属候テハ凡二十里外ノ道程」になったために「其庁（福島県庁、筆者注）ハ罷出候而ハ総テ突兀タル峻嶺ヲ相越下民ノ難渋」し、さらに旅費が要することを危惧し、「村々ヨリノ苦情頻ニ歎願屢申出」た。若松県庁に近く、福島県庁に遠い安積郡湖南地域の村々が自らの利便を考えて若松県への分属

要求をして実現させたのである。以上、若松県と福島県との県境にある岩代国安積郡湖南一ヶ村の分属問題とは、県境の人々がどの県に属するか選択する動きであったといえよう。この延長線上に明治一〇年代に活発化する分県運動がある。

明治九年八月二日に「筑摩県始左ノ通、廃合並管轄替被 仰付候条、此旨布告候事」略一、若松・磐前両県ヲ廢シ福島県へ合併、磐城国互理・伊具・荻田ノ三郡ヲ宮城県へ合併略の太政官布告によって、福島・磐前・若松三県が合併され新「福島」県となった。それまでの三県制には、地勢に基づく行政区画が適用されていた。明治九年の府県大合併はこの行政区画を「福島」一県と統合したため、明治一〇年代以降の分県問題の要因となる。八月の太政官布告後に、若松県から福島県への事務引継は九月七日に実施された。けれどもこれは書類上の現象にすぎない。廃止されたはずの旧県庁は新県の支庁として存続し、事務を継続したようである。『朝野新聞』には以下の記事がある。

「○今度県々が合併しました。是からは、追々日本人が同心協力と成て髭先生に負ないような勢ひになるは誠に結構なとて。近いたとへは、鎧のわたしが橋に成て茅場町辺と小網町辺と大そう心安く成たといふ。今に薩摩も仙台も会津も加州も、向ふ三軒両隣のやうに成りませうわたしども。」

府県合併政策を明治五年の鎧橋完成に喩えて、「鎧の渡し」という渡船場が橋に代わって便利になったように、諸藩の垣根を越える

ことを望んだ記事である。また、『郵便報知新聞』紙上においても「略」猶ホ廢合ノ挙アルベキヲ信ズルナリ。政府若シ廢合ヲ行フノ果斷アラバ、亦人民ヲシテ自治ノ精神ヲ養成セシムルノ辺ニ着目セザルベカラズ。」や「略」今ヤ県治分合ノ際ニ當リ、宜ク旧物ヲ一洗シテ県治ヲ振作セザル可ラザルノ機会ニ接シタリト云ハザル得ズ。略」など府県合併政策を賞賛している。それに対して、反発の投書もある。杉山穀「○合県ノ得失ニ疑ヒアリ」では、「曰ク諸省寮ヨリ収税或ハ上申届書等ノ纏メ方ニ便宜ヲ得ルナリ。曰ク県吏月給ニ充ツ可キ入費ヲ減ズルナリ。曰ク県大ナレバ権モ亦大ナラザル可ラズ。権稍伸フルハ地方分権ノ第一歩ナリ。」という三項が合県の利益として取り上げられる事は「政府ノ便宜」であって、「人民ノ便宜」ではないとする。支庁は「権限最モ狭キモノ」であって万事を裁決専断することはできない。訴訟があれば本庁に送り、租税収納も本庁に托す。「其向上申嘆願等ノ事」に至るまで、すべて「本庁ノ指示」を仰がなくてはならず、府県合併後も結局は二重の手間を作り出したのにすぎないとする。

それでは、会津若松地域の住民にとってなぜ「県」として分かれる必要があったのか考察する。

第二節 会津若松分県建白運動

会津若松地域における分県問題とはどのようなものであったのか。管見の限り、若松分県を要求した建白書は六点ほど確認できる。⁽²⁰⁾その嚆矢は、明治一四年一〇月の加藤正記(経歴不詳)の建白書であ

る。

岩代国北会津郡面川村平民

加藤正記

誠恐誠惶頓首々々。謹テ当地方ノ民情ヲ具叙シ併セテ愚見ヲ付シ、敢テ其疎愚ノ罪ヲ忘レ冒言ヲ 閣下ニ呈ス。閣下寛容シテ而シテ其中ヲ扱ハズ幸甚、窃ニ以ミルニ 今上皇帝神聖文武恭儉ノ徳睿智ノ才アリ。即位ノ始メ首トシテ心ヲ民事ニ留メ数々諸国ニ巡狩シ、其際或ハ峻阪危谿ヲ跋涉シ或ハ激浪驚波ヲ凌駕シ風霜ヲ凌ギ雨雹ヲ冒シテ親ク黎民ノ疾苦ヲ問ヒ玉ヒ、今年再ビ北海道ニ巡幸シ 有栖川左府宮及ビ閣下ヲシテ当地ヲ觀察セシメ玉フ。其 聖意蓋シ治績ヲ檢校シ民情ヲ視察スルニ在リ。我等臣民生テ此盛挙ニ遭遇シ又其聖沢ニ沐浴スル茲ニ年アリ。安ソゾ其 聖意ノ在ル所ヲ体シ其見聞スル所ヲ叙シ、其感触スル所ヲ陳シテ以テ其微衷ヲ悉サズルベケンヤ。夫レ上ニハ則チ地方長官アリ、下ニハ則チ郡区吏員アリ。其民情ヲ具申スル蓋シ其人ナシトセズ。然リト雖、人各其地位ニ因テ思想ヲ異ニシ又其見ヲ特ニセザルヲ得ズ。是則、正記ガ敢テ其疎愚ノ罪ヲ忘テ而シテ冒言ヲ呈スル所以ナリ。抑若松ノ地タル重嶺復嶽四境ヲ圍繞シ地勢民情殆ト一國ノ状ヲナシ、其道路險惡舟車ノ便ナク、随テ交際開ケズ人民固陋ニ安ソズ。加フルニ戊辰ノ兵燹ニ罹リ市在蕩尽其慘状ヲ極メ、民力愈々萎靡シテ而シテ振ハズ。明治四年ニ至リ始テ若松県ヲ置レシヨリ、人民親ク其保護誘掖ヲ受ケ漸ク將ニ開明ノ化ニ向ントス。然ルニ九年廢県以來、民俗益々頹陋ニ陥リ、進取ノ氣力ニ乏ク維持ノ精神ナク、工業振ハズ物産起ラズ。学事漸ク廢

シ道路益壞レ金融日ニ壅塞シテ百事月ニ委廢シ、若松市中叔トシテ雀羅ヲ設クベシ。其一般地方ノ情況推シテ知ルベキノミ。有志ノ士未ダ嘗テ之ガ為メニ、慨然流涕長息セズンバアラザルナリ。夫レ福島県官吏賢良ナラザルニ非ルナリ、其保護厚カラザルニ非ザルナリ。然リ而シテ其民力ノ振ハザル、如此物産工業ノ起ラザル、如此学事ノ漸ク廢スル、如此道路ノ益壞レ、如此金融ノ壅塞シテ百事ノ委廢スル、如此者何ゾヤ他ナシ。蓋シ福島県ノ統轄スル所、岩磐越ノ三州ニ跨リ其広袤數十里ノ遠キニ亘リ、賢官明吏夜々トシテ之ガ保護ニ怠ラザルモ各地情勢ノ同ジカラザル。彼ニ便ナルモ或ハ此ニ適セズ、就中当地方ノ如キハ劃ルニ山脈ヲ以テシ其痛痒固ヨリ相關セズ、諸願同等種々ノ要求緩急或ハ事ニ応セズ、事々物々隔靴ノ歎ヲ免レズ、其他鎖未ノ便否ニ至テハ筆載舌陳ニ違アラズ。人心皆其旧県ヲ復センコトヲ思フ。夫レ其勢已ニ如此是ヲ以テ、有志ノ士自ラ奮テ公私ノ利益ヲ謀ラント欲スルモ、或ハ之ガ為ニ趨趨シ、之ガ為ニ逡巡シテ、終ニ之ヲ黙過スルノ勢ナキ能ハズ。且其地方税ノ如キ当地方ヨリ収納スルモノ無慮十萬許円ニ下ラズ。而シテ其当地ニ支出スルモノ八萬許円ニ上ラズ。地方經濟上現ニ二萬許円ノ損失アリ。或ハ二三ノ代議士県会ニ於テ之ヲ究議極論スト雖ドモ、或ハ少数ニシテ消滅シ或ハ多数ニ圧倒セラレテ、終ニ其志ヲ得ズ。是其民力振ハズ物産工業起ラズ。学事漸廢シ道路益壞レ金融壅塞シテ百事委廢シ、終ニ今日ノ衰弊ヲ致ス所以ナリ。然ルニ世ノ議者、或ハ之ヲ基本ニ求メズシテ徒ニ其末ニ求メ、或ハ県官保護ノ薄キニ責メ、或ハ人民氣力ノ乏キニ責ム其レ又謬レリト謂フベシ。今若シ此ニ一県ヲ設立シテ親ク之ガ保護ヲ加ヘ之ヲ誘掖シ之ヲ勸奨シ有志ノ士ヲ

シテ自ラ其力ヲ致スコトヲ得セシメバ、其民力ノ振ハザル豈必シモ今日ノ如ナランヤ。物産工業ノ起ラザル豈必シモ今日ノ如クナランヤ。学事ノ漸廢スル豈ニ必シモ今日ノ如クナランヤ。道路ノ益壞ル、豈ニ必シモ今日ノ如クナランヤ。金融ノ壅塞シテ百事ノ委廢スル豈必シモ今日ノ如クナランヤ。若松人民未ダ必スシモ氣力ナキニアラザルナリ。未ダ必ズシモ精神ナキニアラザルナリ。伏シテ冀クハ其地勢ノ適スル所、民情ノ在ル所ヲ察シテ、速ニ置県ノ令アラントヲ。我々一地方人民ノ幸福、実ニ之ニ過ギザルナリ。且夫レ当地方田園凡三十余万石、戸数四万ニ上リ、人口二十万ニ下ラズ。其地勢ヲ以テスルモ民情ヲ以テスルモ亦以テ一県ヲ立ツベシ。況ヤ徳島ノ如キ福井ノ如キ鳥取ノ如キ、既ニ其例アリヤ。目下当地ノ有志者連リニ其挙ヲ図リ將ニ請願スル所アラントス。今幸ニ閣下ノ光臨ニ際シ敢テ当地方民情ノ一斑ヲ具申シ併セテ愚見ヲ付スル。如此是則我等臣民ノ 聖意ヲ体シ 聖恩ノ万ニ効サント欲スル所以ナリ。伏テ以ミルニ 閣下幸ニ僭越ノ罪疎冒ノ言ヲ咎メズ。其狂愚ヲ矜ミ其辞ヲ察シテ裁択スル所アレ、不肖正記戚々ノ至ニ仕ヘズ。誠恐誠惶頓首々々。

明治十四年十月五日⁽²¹⁾

各建白書の内容を分析した結果、加藤の建白書で展開される四つの論点は、ほぼ全ての建白書で繰り返されて主張されている。その四点とはこうである。第一に明治一四年の地方巡幸という時期、第二に明治九年の府県合併問題、第三に若松地域の政治経済状況、第四は全国的な分県運動の気運である。順次検討しよう。

第一の論点である。この建白書の冒頭に「今年再び北海道ニ巡幸シ 有栖川左府宮及比閣下〔大隈重信、筆者注〕ヲシテ当地ヲ觀察セシメ玉フ。其 聖意蓋シ治績ヲ檢校シ民情ヲ視察スルニ在リ。」とは明治九年に続き、この一四年は明治天皇による地方巡幸の年であることの指摘である。有栖川熾仁親王による猪苗代湖疏水工事視察という機会を利用して建白したのである。

第二の論点である。「若松ノ地タル重嶺復巒四境ヲ圍繞シ地勢民情殆ト一國ノ状ヲナシ」とあり、若松・福島・磐前三県制がとられたように地勢に基づく行政区画が成立すべきという主張である。明治九年の府県合併政策の当否が問われている。

第三の論点である。会津若松地域は「其道路險惡舟車ノ便ナク、随テ交際開ケズ人民固陋」の状況に甘んずる。さらに「戊辰ノ兵燹ニ罹リ市在蕩尽其慘状ヲ極メ、民力愈々萎靡シテ而シテ振ハズ。」というように、まさに明治維新という動乱を直に経験した地域であった。若松県の経済状況として、「九年廢県以來、民俗益々頑陋ニ陥リ、進取ノ氣力ニ乏ク維持ノ精神ナク、工業振ハズ物産起ラズ。学事漸ク廢シ道路益壞レ金融日ニ壅塞シテ百事月ニ委廢シ、若松市中叙トシテ雀羅ヲ設クベシ。」と悲惨な状態を述べる。また、三県合併後の福島県会では、「二三ノ代議士県会ニ於テ之ヲ究議極論スト雖ドモ、或ハ少数ニシテ消滅シ或ハ多数ニ庄倒セラレテ、終ニ其志ヲ得ズ。」とあり、会津若松地域の利害は反映しない状況にあった。地勢と民情の理由から産業発展の糸口として、行政区画の自立である分県政策を要求する。

第四の論点である。「田園凡三十余万石、戸数四万ニ上リ、人口

【表1】 会津若松分県建白書一覧

日付(明治)	史料名	頁書	差出	宛所	所蔵
14・10・5	〔若松分県建白書〕	岩代国北会津郡面川村平民	加藤正記	〔参議 大隈重信か〕	早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』A402
14・10・5	〔上〕(若松分県建白書)	福島県大沼郡高田村平民	郡太郎	参議大隈公	早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』A401
14・12・2	〔嘆願書〕	福島県岩代国南会津郡・北会津郡・耶麻郡・河沼郡・大沼郡、及ヒ安積郡内八箇村・越後国東蒲原郡人民総代 北会津郡下荒井村九十番地平民 同郡同村九十番地 同郡若松栄町一丁目百七番地平民 同郡若松行人町七十一番地平民 同郡若松大町一ノ町六番地平民 若松平民	郡太郎 坂内須賀美 深田仲栄 森惣兵衛 倉田作十郎 大須賀善吉	なし 〔参議 大隈重信か〕	坂内萬「若松県分離再興嘆願始末」『会津史談会誌』42(会津史談会、一九六六)
〔14か〕	〔若松地方民情旨趣〕	若松平民	大須賀善吉	〔参議 大隈重信か〕	早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』A402
16・6・4	〔乍恐以郵便奉内願書〕 〔若松県復置ノ儀〕	福島県下岩代国北会津郡若松行人町	森惣兵衛	〔内務卿〕	国立公文書館『明治十六年 公文録 内務省七月第一』
〔16か〕	〔若松県復置建言書〕	福島県岩代国北会津郡若松行人町七十一番地平民商 同 若松中六日町六 同 若松大町一ノ町一番地平民商 同 若松新横町四十番地平民商 同 同町六番地平民商	森惣兵衛 大須賀善吉 荒井長左衛門 松下作十郎 佐藤佐中	元老院議長 佐野常民	国立公文書館『明治十七年 公文付録 元老院建白書第一』

同 若松材木町六十三番地平民商	林賢蔵
福島県岩代国北会津郡若松七日町二百三番地平民商	高瀬喜左衛門
同 若松大町一ノ町十五番地平民商	齋藤八四郎
同 若松中六日町二十三番地平民商	宮森善助
同 若松大町四十二番地平民商	福西伊兵衛
同 若松融通寺町四十八番地平民商	葛岡庄平
同 同町七十九番地平民商	邊見恒五郎
同 若松栄町四百八番地平民商	瀧口吉平
同 若松博労町八十一番地平民商	瀧口吉次郎
同 北会津郡黒川村乙三十二番地平民	武藤恵融
同 北会津郡若松桂林寺町組戸長	星野胤国
同 同若松甲賀町組戸長	倉田與一郎
同 同高瀬村組戸長	郡太郎
同 同下荒井村九十番地平民	坂内須賀美
同 同下荒井村組戸長	春日郡吾

るゝは甚だ不便利ゆえ、此の地方も福島県管轄を離れ新県を設けられんことを其筋へ願出でんとて昨今頻りに評議中の由。」⁽²³⁾

二十万ニ下ラス。」と数値を提示し、また、徳島・福井・鳥取など分県の例を挙げて、若松県の正当性を強調する。徳島に始まった分県政策という明治政府への切り崩しは、全国各地の地域に波及したのである。分県を要求する建白運動は、新聞紙や雑誌上にて全国に伝えられた。『朝野新聞』紙上において、以下のような記事が掲載された。

「○福島県下会津地方の人々は近頃鳥取福井等諸県の新設になりしを聞き伝へ、我々が地方とても素より山中別乾坤の有様をなし、福島磐城とは風俗慣習等も自ら異なるに此の地方と一様に支配せら

明治一四年二月の福井、同年九月の鳥取分県政策に呼応して、新県設置を要求した過程が分かる。続いて、『東京経済雑誌』では、「略」然るに本年六七月の頃より再び同地の中村・二瓶・山寺・森・佐藤等の諸氏が首唱となり復県の請願をせば、若松人民の幸福なる理由を説きたるに忽ち多くの同意を得たり。「略」是より又々奮発し旧会津六郡の人民は団結し各郡総代を選び、近々地方庁を経て内務卿へ嘆願せんと決したりとす。」とあり、建白運動の様子が

伺える。

このとき、福島県下の民権家は会津若松分県問題を如何に見ていたのか。喜多方の民権家である原平蔵が自由党会津部に宛てた報告がある。この報告で、原は、民権家の花香恭次郎が懐いた分県運動の印象に言及している。「略シ而シテ昨十一日高田発シ花香一同若松ニ着セリ。同地ノ形況ヲ視察スルニ、当時復々論議ノノ勢ニシテ兎角都合悪シキ体ニアリケリ。夫レガ為メ、花香モ一時当惑ノ模様モ見エタリ。」とあり、花香には、分県運動は自由民権運動の範疇に入らなかつたらしい。分県運動と民権家および若松町周辺村との関連は今後の課題としたい。

会津若松分県運動の中心となつたのはどのような人々か。【表一】によると、彼らは若松町内の有力商人であり、会津帝政黨など旧藩士族層によつて担われたといえるだろう。分県運動への動機を類推すれば、戊辰戦争での敗北後、会津地域における深刻な政治経済状況が挙げられる。県会で争点となる道路開鑿・在来産業の発展・山林維持など地域問題を生み出した。この状況は「略シ」○商況は旧若松県を廃されてより萎靡振はず。一「若松地方は四面峯巒にして通達の便利宜しからざるに困れり。略シ」とある。困難な地域問題に對して一つの県として自立することで、彼らは独自の財政基盤を以て目指したのである。

第二章 分県問題と明治政府

第一節 地方巡察使と会津若松分県問題

明治政府の高官たちは、この若松分県問題をどのように捉えたのか。森惣兵衛の建白書²⁵では、分県問題と会津三方道路開鑿事業に関する、福島県令三島通庸との遣り取りが克明に分かる。以下はその概略である。「抑当地方六郡及比安積郡ノ内八箇村ハ福島管前地方ト土地人情ヲ異ニシ及ビ県庁遠隔云々ノ故」によつて、明治一四年一二月から「若松県復置ノ儀」を請願したが、「明治一五年二月詮議ニ及ビ難キ旨」をもつて願書が却下された。しかし、「民情止ムヲ得ザル」ことによつて再願した。注目すべきは、三島県令による分県建白者への説得である。「県庁増置ノ儀ハ全国一般難相成」と内閣で決議しており分県は許可されない事に対して、その代りとして「道路開鑿ヲ始メ堤防物産等ニ至ル迄」保護尽力することを約束しているのである。道路開鑿の大事業に際して、会津六郡人民の負担に堪えず、「特別ニ官金ヲ下附」や「士族就産ノ為メ若干金ヲ貸与」が実施された。しかしながら、若松分県の要求は捨てられず、「哀訴セン徒ニ涕泣スル而已」というのである。建白書の末文では、「不図モ本年（明治一六年、筆者注）五月九日ヲ以テ富山佐賀宮崎ノ三県御設立ノ御発令」があるにもかかわらず、「曩ニ三島県令御説諭ノ口達トハ大ニ齟齬到達儀ト驚愕至極ニ奉存候」と、三島県令への不満を述べている。

この時期、福島県に巡察使が訪れていた。明治一五年の河瀬真孝

による「陸羽地方十県概況」⁽²⁹⁾では、「分県ノ請求」が国内で頻発しているのに対して、明治政府が許可しない理由は、「費用ノ増加ト事業（道路堤防等）ノ支障ニ顧慮アルガ為メ」である。「福島県下ニ於ルガ如キハ経歴諸県中其比ヲ見ザル所」であり、会津若松分県運動を認めている。「他県中分県許可ノ沙汰」があり、さらに分県運動を加速させて、「独若松置県ノ不可ナル理由ヲ見ルニ苦ムモノアラン」とする。「倉田作十郎・深田仲栄・中村航造・二瓶貞蔵・山寺清十郎・郡太郎ノ六名」が歎願し、明治一四年一二月中に倉田作十郎・深田仲栄・郡太郎が出京し「若松置県再置ノ儀」を内務省へ請願した。その書面は受理されたが、明治一五年一月一七日に「詮議不相成旨」をもって却下せられた。会津若松地域における地域問題として、職業学校の開設・大川堤防の整備・中学校の開設・道路の改修を挙げている。注目すべきはその事業が果たされない理由である。「地方税ノコトニ付テモ、我地方ノ議員ハ我地方ノ為メニ便宜ヲ謀ラント欲スレドモ如何ニセシ。県會議員総數六十四名ノ内、我地方僅二十七名ニ過キザレバ、毎ニ多數ニ制セラレテトシテ意ヲ達スルコト能ハズ。」⁽³⁰⁾とあり、若松一県として独自の議会を設置し、地方税を活用できる行政単位としての分離独立を要求している。

明治一六年の田中不二麿による「若松地方新道開鑿事業並喜多方暴動ノ件」⁽³¹⁾では、「土族ハ戊辰以後非常ノ困弊ヲ致シ、為メニ土地一般ニ影響ヲ及ボシ、視ルニ忍ビザルノ状アリ。近来屢々若松復県ノ議ヲ唱ル者アルモ、是亦必竟土地ノ衰態ヲ挽回セント期望スルニ外ナラズ。」とあり、会津若松分県運動が旧会津藩士族らの「復籍運動」⁽³²⁾として理解されている。

以上、会津若松人民にとって分県運動とは、復籍運動に見られるように近世からの「会津」意識⁽³³⁾を持ちながら、明治政府が創出した府県域に対して自らの生活圏の獲得を目指す地域主義運動の意味を持ったといえよう。

第二節 明治一五年における分県計画案

明治政府は分県問題をどのように受け止めたのか、また分県決定に至る指標は存在したのか。内務卿山田顕義から太政大臣三条実美に宛てた「府県分合及府県會議ノ儀伺」⁽³⁴⁾がある。明治一一年の地方三新法後において、「府県ノ区画ヲ改メラレンコトヲ望ム者」、「郡区役所ノ組合ヲ改メラレンコトヲ望ム者」、「地方施政ノ緩急ニ就テ紛紜ヲ生スル者」、そして「地方公債ノ伸縮ニ就テ苦情ヲ醸ス者」が現れた。その中でも最も甚だしい問題は「府県ノ区画ト地方税ノ賦課」に関することである。紛紜苦情が生じてきた理由は、一つは府県内に大山脈があつて「往来ノ不便」を醸し、あるいは「風習同ジカラザル」ために、諸事協議できない状況がある。二つめに「地方公債ノ組織」において「全府県ト一郡トノ負担ニ至テハ毫モ區別無之、或ハ流域同ジカラザルノ治水費ヲ出シ、或ハ利害関セザルノ修路費ヲ出ス」ような問題には、紛紜苦情は多いのである。従来、治水・道路費などは直接に利害関係をもつ地域が負担し、他地域は無関係であつた。しかし、明治一一年の地方税規則によって府県全体を一単位として地方税を課し、支出を行う財政運営の方式となつた。地域利害とは府県合併によって府県内での風土人情の相違が顕

在化し、地方税の負担と消費に関して不均衡が生じた状況の所産なのである。この苦情を解決するためには、従前のように一國ごとに一府県を置くという案も出されている。地方税の徴収単位としての行政機構の再編成を目指す。結論では、「先以府県ノ分画ヨリ御着手有之度存候」とあり、一三の分県案と五つの編入案を提示した。明治一五年段階の分県案は、戸数・人口・反別・地租・方里が指標となった「第一号」「第二号」「第三号 御達案」として纏められた。「第二号」のみ引用する。

「第二号」

会津県 反別四万二千十四町 人口二十六万三千五百七十人
管轄 岩代国安積郡ノ内 南北会津郡 大沼郡 河沼郡 耶麻郡
越後国東蒲原郡

- 一金三千六百元 奏任月俸
- 一金一万八千四百九十円 判任月俸
- 一金一万七千二百七十円 庁費
- 一金四千六百八十二円 警部諸費
- 一金七百二十一円 史誌編輯費
- 合計四万四千七百円⁽³⁵⁾

会津若松分県が実現しなかった理由は何だろうか。(御指令案)⁽³⁶⁾によれば「政府ニ於テモ 国費多端ノ際、遽ニ三県ヲ増殖シ 毎年数十万円ヲ支出スルトキハ 忽チ財政上ノ影響ヲ生ズ」ことが推測される。「風土人情ニ於テ 萬止ムヲ得ザル地方ニシテ 其戸口反別亦以テ

一県治ヲ支持」できるものは、「富山・松本・佐賀・宮崎四県」のみであり、早急な「府県制度改正ノ儀」を代りに行うとした。実現したのは、明治一六年五月九日の、松本県以外の富山・佐賀・宮崎三分県政策である。

また、大藏卿松方正義の意見書では、「地方政務改革ノ問題」に關しては特に著しいものは六つある。その第一に「置県ノ区域曠濶ニ過ル者之ヲ割キテ分県ト為スベシ」と挙げられ、「我國政務ノ機關組織ノ改良ハ宜シク伊藤參議帰朝復命ノ日ヲ俟チテ之ニ着手スベキ也」と提示している。中央政府が「頭腦」であれば、地方は「肢体」と喩える。「前途立憲ノ經画未ダ熟セザルノ今日」にあたって、「肢体ノ一部」の変更のような「整々ノ改造ハ決シテ得策ニ非ル」こととする。いわば分県の凍結論である。「東京經濟雜誌」では、「略」然るに近年以来又た新置再設の県ありて再び費用を増加するに至れり。因りて聞く所に拠れば、伊藤參議帰朝の上は全国諸県を減して十余県となし一國毎に分庁を設け、目今の県令は分庁の長となり県令は元老院議員中より精選せらるゝ、廟堂の御内議なりと云ふ⁽³⁸⁾。」と、伊藤帰朝後に府県合併が計画されていると報ずる。⁽³⁹⁾

分県にいたる採決は、元老院会議でも活発な議論が行われた。大鳥圭介は、一度、「資財ナキ演說者若クハ恒産ナキ士族輩」などの要求に応じて分県してしまふと全国に問題が波及することと共に、「県地ノ分合ハ本ト甚タ難事ニシテ、即チ封建時代ノ旧習仍ホ未ダ全ク除去セズ。為メニ人民ノ協和ヲ失フノ弊アレバ、必ズ深く戒慎セザル可ラス。」との危惧感を述べた。

以上、明治一五年までは分県を計画していたにもかかわらず、会

津若松分県が実現しなかった事情を三点挙げたい。第一には、財政上の配慮である。分県に伴う国費増額といった財政面が懸念されて、明治一六年における富山・佐賀・宮崎三分県に大幅縮小された。第二には、元老院会議での議論に見られるように、分県反対論の心情の原因として「封建時代ノ旧習」に恋々たる不平士族への警戒があった。戊辰戦争後における会津若松県の事例を、政府は士族の不満が噴出した典型例と受取ったのではないか。第三には、伊藤博文の帰国を待つように、当該期は「明治地方自治制」の準備であり、分県政策よりもむしろ府県の定着化が望まれた点である。なお、明治二五年に雑誌『会津』において若松分県論が再燃したこと⁽⁴¹⁾、明治三〇年代においても全国的に府県分合問題が取り上げられていること⁽⁴²⁾などに鑑みて、明治二一年一二月の香川分県以降における府県分合問題を今後の検討課題としたい。

おわりに

明治前期は明治政府と地域の人々の両者にとって府県域の模索期であった。諸藩と多くの分領が複雑に交錯した「福島」県では、度重なる府県域の変更によって府県内部での風土人情の相違が顕在化した。岩代国安積郡湖南一ヶ村の分属問題のように、廃藩置県の直後から県境の人々がどの県に属するか自主的に選択する動きが見られた。その根拠になったのは、近世期の会津藩領域であった。

明治九年八月の「若松・福島・磐前」三県合併後、会津若松分県

問題は、明治一四年から一六年にかけて建白運動として主に展開し、新聞や雑誌でも運動の様子が広く取り上げられている。建白書の中で最も強調された論点は、若松「県」として独自の議会を設置することにあった。明治一一年六月に開設された福島県会は旧三県における地方税の予算審議の場になり、選出議員が少数である会津若松地域の要求は実現することが困難であった。そこで、若松町内の商人や旧藩士族層は会津若松県として分離独立して、独自の財政基盤によって交通の便を促進し地域産業の発展を図る地域復興を目指した。これが三県合併後の「地域利害」の中身である。

明治政府は、このような全国的な分県要求に影響を受けて、明治一五年五月に会津会津県など諸県の再編成を計画した。しかし、明治一六年に実現を見たのは、大幅に計画が縮小された「富山・佐賀・宮崎」三分県のみだった。会津若松分県は実現しなかったが、その要求は完全に消滅したのではなく、明治二〇年代に岩越鉄道敷設運動（現在の磐越西線）に転化してゆく⁽⁴³⁾。岩越鉄道期成会に名前を連ねた「森惣兵衛・倉田作十郎・高瀬喜左衛門・福西伊兵衛・宮森善助・大須賀善吉・葛岡庄平」などは若松分県運動の中心人物であり、会津若松復興政策は一部実現したといえる。「分県論」の中心となった人々の思想と行動について今後深めて論究する作業を積み重ねたい。

補注

(1) 松尾正人『廃藩置県—近代統一国家への苦悶—』(中央公論社、昭和六一年)・『廃藩置県の研究』(吉川弘文館、平成一三年)、勝田政治『廃

- 藩置県―「明治国家」が生まれた日―(講談社、平成二二年)。
- (2) 徳永孝一「日向国分県運動史料―中村文書を中心に―」(宮崎県総合博物館研究紀要)八(宮崎県総合博物館、昭和五八年)・「日向国分県運動とその背景」(宮崎県地方史研究紀要)一〇(宮崎県立図書館、昭和五九年)、和田仁「最後の置県事情」(香川の歴史)九(香川県、昭和六三年)、中島嘉文「福井県の成立と『嶺北』『嶺南』地方の形成」(若越郷土研究)三七、四(福井県郷土誌懇談会、平成四年)、北崎豊二「明治十年代の堺県再置運動(一)・(二)」(堺研究)二二・二四(堺市立中央図書館、平成四・五年)、高井進「越中から富山へ―地域生活論の視点から―」(山川出版社、平成一〇年)、加藤悠一郎「自治意識の創出―日向国分県運動とその理念―」(宮崎県地域史研究)一四(宮崎県地域史研究会、平成一三年)、時里奉明「筑後国」の分県運動―近代日本における地域再編―(国際文化研究所論叢)一一(筑紫女学園大学、平成一三年)。自治体史の記述もある。
- (3) 下村富士男「第一章 第六節 地方制度」(日本全史)九 近代Ⅱ(東京大学出版会、昭和四三年)、上条宏之「府県会開設、地方税制整備と地域間対立」(古島敏雄・和歌森太郎・木村健編)郷土史研究講座六 明治前期郷土史研究法(朝倉書店、昭和四五年)、川崎勝「復興・分県・再置県思想」(日本通史)一七 月報九(岩波書店、平成六年)。
- (4) 大島美津子「明治国家と地域社会」(岩波書店、平成六年)・六四―六五、一四九―一五四頁。
- (5) 長井純市「山県有朋と地方自治制度確立事業―参事院議長就任を中心として―」(法政史学)四五(法政大学史学会、平成五年)・「分県に関する一考察」(安岡昭男編)近代日本の形成と展開(巖南堂書店、平成一〇年)。
- (6) 佐藤公彦「福島県の成立―明治九年の県勢―」(小林清治編)『福島の研究』第四卷 近代篇(清文堂出版、昭和六二年)、福島県歴史資料館編「二〇〇二年度 歴史資料展 明治の古地図―福島県の成立―」(財団法人 福島県文化振興事業団、平成一四年)など。なお、「二〇県」設置とともに、「二〇分県」(館・黒石・三池・刈谷・松川・高田・石岡・小見川・笠間・多志)も併せて置かれた。
- (7) 明治四年一月一日「県名改称 布告 一、二本松県ヲ福島県ト改ム」(国立公文書館所蔵)『太政類典 第二編 第九五卷 地方一 行政区一』。
- (8) 明治四年二月二十九日「県名改称 平泉へ達 一、平泉ヲ磐前県ト改ム」(国立公文書館所蔵)『太政類典 第二編 第九五卷 地方一 行政区一』。
- (9) 明治一九年五月一日「勅令第四三三号」(福島県下越後国東蒲原郡ヲ新潟県管轄トス)『法令全書』。
- (10) 明治五年正月「管轄増減 若松県へ達 一、福島県管地ヲ若松県ニ分属」(国立公文書館所蔵)『太政類典 第二編 第九五卷 地方一 行政区一』。
- (11) 旧「湖南」村である。猪苗代湖の南岸から東岸にあたり、大部分は奥羽山脈中の山地と丘陵地で、湖岸および同湖に流入する菅川・舟津川などの流域に狭小な平地が開ける。浜跡・横沢・館・舟津の各村は猪苗代湖に面して湖南七浜のうちに数えられた。三代、福良・赤津三か村は中通りと会津若松城下を結ぶ白河街道に沿い宿駅が置かれた。明治八年に安佐野村は中地村と合併し中野村となり、浜坪村は福良村と合併する。明治三年の町村制施行により月形・箕輪・福良・赤津村が成立する。同一五年箕輪村は中野村と三代村に分割、昭和三〇年には五か村が合併し湖南村となる。昭和四〇年に郡山市に合併する。以上、『日本歴史地名大系第七巻 福島県の地名』(平凡社、平成五年)・四九一頁。
- (12) 明治九年八月二日「太政官布告 第一百十一号」『法令全書』。福島県では、明治九年八月二日 右大臣 岩倉具視(眞統廃合の達)「明治九年 官省達」(福島県歴史資料館所蔵)『福島県庁文書』F一四一)によってなされた。

- (13) 現在で使用される地勢に基づく三区分「会津」「中通り」「低通り」は、明治期でも「福島県案内」(第六回奥羽六郡連合共進会協賛会、明治四一年)において「西部」「中部」「東部」として三区分が使用された。
- (14) 明治九年九月二六日「庶第二百四十九号達書」『明治自七年 至九年日誌』(福島県歴史資料館所蔵「福島県庁文書」F七四)。なお、この九月七日に引継ぎをしたことは、明治政府側の史料(明治九年九月一六日「土地人民引受済届御届」(国立公文書館所蔵「太政類典」)でも確認できる。
- (15) 明治九年九月二日「内務省達 丙第四十六号」『法令全書』。
- (16) 明治九年八月二五日「海内新報」『朝野新聞』第八九七号。
- (17) 明治九年八月一日「社説」『郵便報知新聞』第一〇五九号。
- (18) 明治九年九月二日「社説」『郵便報知新聞』第一〇七八号。
- (19) 明治九年八月四日「投書」『郵便報知新聞』第一〇六一号。
- (20) 【表】を参照されたい。建白者の経歴など鋭意調査中である。なお、他の分県建白書は、色川大吉・我部政男監修『明治建白書集成』全九巻(筑摩書房、昭和六一〜平成二二年)に掲載されている。
- (21) 明治一四年一〇月五日 加藤正記(若松分県建白書) 早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」A四〇一。
- (22) 鈴木しづ子「第一部 第二章 明治一四年福島県行幸と猪苗代湖疏水代巡」『明治天皇行幸と地方政治』(日本経済評論社、平成一四年)・八六頁。
- (23) 明治一四年一月二五日「雑報」『朝野新聞』第二四四八号。
- (24) 明治一四年二月二六日「○若松復元の請願」『東京経済雑誌』第八八号。
- (25) 明治一五年二月二日 原平蔵↓自由党会津支部「第三号報」『喜多方市史』第六卷(中) 近代資料編V(喜多方市、平成八年)・六四頁。
- (26) 『会津若松史』第六卷 明治の会津(会津若松市、昭和四一年)・松尾正人「明治新政府の地方支配―若松県政を中心として―」『地方史研究』一四六(昭和五二年)・「明治新政権の会津処分」『福島の研究』第四巻 近代篇(清文堂出版、昭和六一年)・菅田宏「世直しの声」(小林清治編『図説 福島県の歴史』(河出書房新社、平成元年)・)田島昇「第一章 近代の夜明け」『湯川村史』第四巻 通史 近代・現代(湯川村、平成一一年)・田崎公司「会津ヤーヤー―揆再考―明治元年の民衆運動」『史学雑誌』一〇三―一(平成六年)・「会津戦争と地域編成―戊辰戦争・世直し―揆・直轄統治」(明治維新史学会編『明治維新の地域と民衆』(吉川弘文館、平成八年)・)戊辰から民権へ―会津地方の明治維新―『歴史評論』五八九(平成一一年)・安在邦夫・田崎公司編「街道の日本史二―会津諸街道と奥州道中」(吉川弘文館、平成一四年)など。
- (27) 明治一四年二月二四日「雑報」『朝野新聞』第一四七号。
- (28) 明治一六年六月四日 森惣兵衛「乍恐以郵便奉内願書」(若松県復置ノ儀) 国立公文書館所蔵「明治十六年 公文録 内務省七月第一」。
- (29) 明治一五年八月二九日 元老院議員 河瀬真孝「陸羽地方十県概況」 国立公文書館所蔵「明治十五年 公文別録 地方巡察使二」。
- (30) 29と同じ。
- (31) 参事院副議長 田中不二麿「一、福島県」国立公文書館所蔵「明治十六年 公文別録 地方巡察使復命書」。
- (32) 明治一六年の秋、旧会津藩士族による復籍運動を指す。旧会津藩士と家族のすべてが斗南藩に移住したわけではなく、会津の山村に帰農した多くの藩士がいた。斗南藩から会津に戻った同僚たちが「土族」を称するのに対して、会津の各郡に移住した旧藩士の「平民」たちが団結し、いっせいに復籍願の運動に乗り出した。復籍願人名には「栄町 深田仲栄」の名前があり、「若松分県運動」参加者である。以上、高橋哲夫「第九章 土族の称号を求めて―旧会津藩士の復籍運動―」『明治の土族 福島県における土族の動向』(歴史春秋社、昭和五五年)・三三三〜三四八頁。

- (33) 赤城源三郎「広かった会津(一)」(『阿賀の路』赤城源三郎著作集) 歴史春秋社、平成五年。丸井佳寿子編『新編会津風土記』第一〜四巻(歴史春秋出版、平成一〜一四年)では、「会津地域」は、北会津・耶麻・河沼・大沼・南会津といった五郡、本稿で扱った福島県と若松県の県境にあった陸奥国安積郡福良組、明治一九年に新潟へ移管される越後国蒲原郡、越後国魚沼郡、下野国塩屋郡河島組、とある。
- (34) 明治五年五月「府県分合及府県会議ノ儀伺」国立公文書館所蔵『明治十六年 公文録 内務省五月第一』。
- (35) 34と同じ。
- (36) 明治一五年六月九日、太政官第二局(御指令案)(松本・富山・佐賀・宮崎四県設置につき)国立公文書館所蔵『明治十六年 公文録 内務省五月第一』。
- (37) 明治一五年六月一七日 松方正義「地方政務改良ノ時機ニ就テ意見」国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書(二)書翰之部』七五一〜一。
- (38) 明治一六年二月二四日「〇合県」『東京経済雑誌』第一五一号。
- (39) 明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記 前期八〜後期一六巻』(元老院会議筆記刊行会、昭和三八〜四七年)。①明治一三年一月二七日「第百六十九号 徳島県設置案」『前期八巻』、②明治一三年二月二一日「第百七十一号議案 徳島県設置ノ再議」『前期八巻』、③一四年一月三一日「第百二十四号議案 福井県ヲ置キ堺県ヲ廃スル件」『前期十巻』、④一四年九月一九日「第百五十九号議案 鳥取県設置ノ儀」『前期十巻』、⑤一六年五月一五日「第百九十号議案 富山佐賀宮崎三県設置ノ儀」『後期十六巻』などである。
- (40) 明治一六年五月一五日「第百九十号議案 富山佐賀宮崎三県設置ノ儀」をめぐる大鳥圭介の発言(『後期十六巻』・三一八頁)。
- (41) 福島県立図書館所蔵『会津』全三〇号(明治二四〜二五年)のうち、明治三五年一月一〇日「若松県再置の議」・〇若松県再置談、若松市制論(第二七号)、一月一七日「〇若松県再置談に就て」・●珍説(福島新聞の珍説)(第二八号)、一月二四日「福島新聞記者の珍説」(第二九号)。「会津」第一号(岩代国若松町会津社発行)の書評は「〇会津に於て一雑誌を発行し会津を以て雑誌に名づく其会津を愛するの情想ふべし吾人は其懐旧慕古厭世怨天に陥らずして発憤勉勵一意進取せんとを切望せざるを得ず」とある(明治一四年七月二三日『国民之友』第一二五号)。
- (42) 明治三六年一月二八日「●廢合府県」『東京経済雑誌』第一二二一〜二二二号。
- (43) 田崎公司「明治後期における地域振興策―岩越鉄道敷設問題を事例として」『経済学研究』三六(東京大学、平成五年)。大石嘉一郎が提示した、「中央依存的地域開発」と「内発的地域開発」という二つの論点(大石嘉一郎編『福島県の百年』(山川出版社、平成四年)・三〜四頁)のうち、会津の場合は前者をとったとする。